

指標の縦軸（資質能力にかかる項目）の考え方

指標の縦軸は、教員に求められる資質能力を項目として示します。項目の設定にあたっては、国の指針（平成 29 年 3 月 31 日文部科学省告示第 55 号「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」、三重県教育ビジョン（平成 28 年 3 月）、総合教育会議や三重県教員育成協議会等が出された意見に加え、本県の特性を参考にしました。

1 国の指針

国は、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定にあたり、踏まえるべき視点及び観点を以下のとおり示しています。

（1）教員等としての資質の向上を図るにあたり踏まえるべき基本的な視点

- ①社会変化の視点
（情報通信技術の発展、グローバル化、少子・高齢化の進展等）
- ②近年の学校を取り巻く状況の変化の視点
（学校を取り巻く多種多様な課題への対応等）
- ③家庭・地域との連携・協働の視点
（保護者、地域住民との連携等）
- ④各教員等の成長の視点
（教職生活を通じた継続的な資質の向上の視点等）
- ⑤学校組織の改善の視点
（多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担等）

（2）教員等としての資質の向上に関する指標の内容を定める際の観点

教員等が次に掲げる事項を適切に修得又は実施するとともに、各事項に係る資質を成長段階ごとに更に向上させる観点を持ちつつ、指標の内容を定めることとする。

- ①教職を担うに当たり必要となる素養に関する事項
（倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲及び研究能力を含む。）

- ②教育課程の編成、教育又は保育の方法及び技術に関する事項
(各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、情報器機及び教材の活用に関する事項を含む。)
- ③学級経営、ガイダンス及びカウンセリングに関する事項
- ④幼児、児童及び生徒に対する理解、生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育等に関する事項
(いじめ等児童生徒の問題行動への対応、不登校児童生徒への支援、情報モラルについての理解に関する事項を含む。)
- ⑤特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項
(障害のある幼児、児童及び生徒等への指導に関する事項を含む。)
- ⑥学校運営に関する事項
(学校安全への対応、家庭や地域社会、関係機関との連携及び協働、学校間の連携に関する事項を含む。)
- ⑦他の教職員との連携及び協働の在り方に関する事項
(若手教員の育成に係る連携及び協働に関する事項を含む。)

2 三重県教育ビジョン

基本施策6（「地域に開かれ信頼される学校づくり」教職員の資質向上とコンプライアンスの推進）の中で、教員に求める資質能力を次のように示しています。

(1) 教員として求める人物像

本県の「教員として求める人物像」として示す**情熱と使命感、課題解決能力、豊かな人間性を兼ね備えた人材**を採用するため、毎年、教員採用選考試験の実施方法、応募要件等の点検・見直し、改善に努めます。

(2) 「現状と課題」の中で必要としている教員の資質能力

- ・ 専門性
- ・ 学び続ける意欲や探究心
- ・ 授業力（授業改善）
- ・ 関係機関との連携・協働
- ・ 確かな人権感覚と社会人としての良識
- ・ 子どもたちや保護者との深い信頼関係
- ・ 大学等教員養成機関との連携
- ・ 自らの使命と職責の重さの認識
- ・ コンプライアンス意識

- ・子どもたちへの理解に基づいた粘り強い組織的な指導

3 三重県総合教育会議、教育改革推進会議、第1回三重県教員育成協議会等 で出された意見

- ・人間関係構築力
- ・児童生徒理解の視点
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点
- ・教員のワーク・ライフ・バランス
- ・主体的課題解決能力、協働性、対人関係能力
- ・対応力、交渉力
- ・家庭との信頼関係
- ・外部機関との連携
- ・チームワーク

4 その他、本県の教員に必要とされる資質能力

- ・グローバル教育・郷土教育
- ・ものづくりや経済に対する理解
- ・家庭教育応援、家庭との連携
- ・南海トラフ地震等自然災害から子ども達を守るための防災教育
- ・多様性を受容する力
- ・カウンセリングマインド

5 資質能力にかかる項目について

上記1～4を参考として、資質能力を教員本人の人間性に関わる「素養」と、教職の専門家として求められる「専門性」に整理しました。

指標では、教員に必要とされる資質能力にかかる項目を「教職を担うにあたり必要とされる素養」と「教職を担うにあたり必要とされる専門性」の二つに区分けし、次のように配列することとしました。

(1) 教員に求める資質能力

資質能力にかかる項目		説明	
必要となる素養 教職を担うにあたり	倫理観 コンプライアンス	教育公務員としての高い倫理観と社会人としての良識に富み、法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行する力	
	社会性 コミュニケーション力	優れた人権感覚とコミュニケーション力を身に付け、児童生徒や保護者との間に信頼関係を築く力	
	教育的愛情 使命感 責任感	児童生徒の人格と個性を尊重し、教育者としての愛情や使命感、責任感を持って指導する力	
	学び続ける意欲	たゆみない向上への意欲を持ち、児童生徒とともに課題に取り組む創造性や積極性、行動力がある	
教職を担うにあたり必要となる専門性	児童生徒理解	カウンセリングマインドを持ち、児童生徒と向き合い、寄り添える力	
	授業実践力	授業計画	学習指導要領及び学校指導方針に基づいた指導計画を立案する力
		授業実践	学習の目標や身に付けさせたい力を把握し、児童生徒の実態に応じたわかりやすい授業を実践する力
		授業改善	周囲の教員と日常的に学び合い、授業研究を中心とした組織的・継続的な授業評価により、授業改善につなげられる力
	生徒指導	児童生徒の自己解決力を高めるとともに、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、組織的に対応する力	
	学校組織運営力	学級経営 学校運営への参画	教職員全員が学校教育目標を実現するために、学校全体を意識しながら組織的な学校運営に参画する力
		危機管理	学校内外における児童生徒の安全確保、誰もが安心できる学び場づくりに向け、組織的に対応する力
		チームワーク 人材育成	自校の課題解決に向け、教職員全体での協力・協働を図ろうとする力
		家庭・地域社会・関係機関との連携と協働	学校教育目標の実現に向け、積極的に家庭や地域、関係機関と連携、協働を図ろうとする力
		ワーク・ライフ・バランス	教職員一人ひとりが働き方を見直し、組織的な業務改善を図り、周囲と協働しながら仕事とライフを充実させる力
教育課題への対応力 (※)	今日的な課題や三重県の特性を踏まえた課題に対して対応する力		

(※) 教育課題への対応力に関する事項

様々な教育課題の中から、国の指針、三重県教育ビジョン、総合教育会議等において出された意見に基づき、本県の教員に求められる項目を下記のとおりとする。

資質能力にかかる項目	説明
グローバル教育・郷土教育	児童生徒が国際的な視野を身に付け、日本人・三重県人としてのアイデンティティーを持つよう指導する力
キャリア教育	教育活動全体をとおして、児童生徒が社会的・職業的自立に必要な基盤を育成する力
情報教育	I C Tを効果的に活用した教育活動を展開するとともに、児童生徒の情報モラルを向上させる力
人権教育	児童生徒が人権についての理解と認識を深め、人権尊重の行動につながる意欲や態度を育成する力
特別な支援を必要とする児童生徒への対応	児童生徒一人ひとりの特性や背景を的確に把握し、適切に指導する力
いじめに関する事項	いじめ等の未然防止及び早期発見、早期解決に向けて組織的に対応する力
不登校に関する事項	不登校の未然防止に努め、初期段階での改善・解消に努めるとともに、不登校並びに不登校傾向の児童生徒やその保護者、関係機関等と連携し、解決に向けて組織的に対応する力
防災教育	児童生徒が防災知識を深め、危機を回避する能力や自然災害に適切に対応する能力を育成する力

(2) 教頭・准校長及び校長に求める資質能力

教員の「第4ステージ」までの資質能力を身に付けた教員が、管理職として学校経営を行い、職務を遂行していく上で必要となる資質能力を「教頭・准校長及び校長としての資質の向上に関する指標」として示した。

資質能力にかかる項目		説明	
必要となる素養 教職を担うにあたり	倫理観 コンプライアンス	高い倫理観とコンプライアンス意識を持ち、教職員を適切に指揮・監督する力	
	社会性 コミュニケーション力	高い人権感覚と優れたコミュニケーション力を持ち、関係者との信頼関係を築く力と、教職員が働きやすい職場を創り出す力	
	教育的愛情 使命感 責任感	児童生徒の人格と個性を尊重し、教育者としての愛情や使命感、責任感を持って指導する力とその大切さを教職員に示す力	
	学び続ける意欲	学校経営や教育課題の解決に向けて、たゆみない研究・研鑽に励む意欲	
管理職として必要とされるマネジメント力	学校組織運営力	学校経営	自校の諸課題や学校教育目標を教職員と共有し、組織的な対応ができるよう、教職員に対して適切に指導・助言する力
		危機管理	組織的な学校安全体制の構築を図る力
		チームワーク 人材育成	教職員一人ひとりの適性や能力を的確に把握し、組織的な人材育成をする力
		家庭・地域社会・関係機関との連携と協働	学校教育目標の実現に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、協働のネットワークを確立する力
		ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランスの理念とその目的を学校全体で共有し、教職員が健やかに職務に専念できる組織づくりを図る力
	教育課題への対応力 (※)	教育課題に対する正しい認識を持ち、組織的な解決に向けて教職員に対して適切に指導・助言する力	

(3) 養護教諭の専門領域

養護教諭にかかる必要な事項（専門領域）について、教員版に加えて留意事項を付した。

資質能力にかかる項目		説明
特定の職に必要な事項（専門領域）	保健管理	学校保健安全法に基づく、児童生徒にかかる健康課題を適切に把握し、組織的に対応する力
	保健教育	保健教育における養護教諭の役割を理解し、学習指導要領に基づく保健教育を実践する力
	保健室経営	学校保健目標に基づき、適切な保健室経営をする力
	健康相談	児童生徒の心身の健康問題に関して、カウンセリングマインドを持って適切に対応する力
	保健組織活動	学校保健委員会、児童生徒保健委員会、PTA保健委員会等保健組織活動を主体的な活動に導く力

(4) 栄養教諭の専門領域

栄養教諭にかかる必要な事項（専門領域）について、教員版に加えて留意事項を付した。

資質能力にかかる項目		説明	
特定の職に必要な事項（専門領域）	給食管理	栄養管理（献立作成）	学校給食摂取基準に基づく栄養管理と児童生徒の食事状況調査結果や郷土食材を取り入れた献立を作成する力
		衛生管理	学校給食衛生管理基準に基づく専門的な衛生管理をする力
	食に関する指導	給食の時間の指導	学級担任等と連携し、栄養教諭としての専門性を生かした給食指導を行う力
		教科等における指導	栄養教諭としての専門性を生かし、家庭や地域と連携した食に関する指導を行う力
		個別的な相談指導	児童生徒の食に関する健康課題を把握し、関係機関や専門家と連携を図りながら、個別的な相談指導や支援を行う力